

IAJ/UIM
第4研究委員会 - 2022年

裁判官の職場と裁判官の独立性

裁判官の職場（指名・任命、意思決定の独立性、組織ガバナンス、配置、予算その他の財源を含む）が裁判官の独立にどのように影響を与えてますか。

日本国憲法上、全ての裁判官は、その良心に従い、独立してその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束される（憲法第76条第3項）。裁判官の職権行使の独立は、単に他の指示・命令に拘束されないというだけではなく、事実上、他の機関から裁判について重大な影響を受けないという要請も含んでいる。

このような裁判官の独立を担保するために、下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命することとされている（憲法第80条第1項）。

このほか、司法行政権についても裁判所そのものの権限とされ、裁判官で組織される裁判官会議の議により司法行政事務を行うとされている（裁判所法第12条、第20条、第29条、第31条の5）。裁判所の経費についても、憲法上認められた独立機関としての地位に鑑み、独立して国の予算に計上するものとされている（裁判所法第83条）。

裁判官の独立性を育む裁判官の職場の事例を紹介し、裁判官の独立性を阻害する、あるいは悪影響を及ぼす障害や慣行を明らかにしてください。

裁判事務は、合議体を構成するに足りる員数の裁判官が配置された「部」という単位毎に分配され、各裁判官の単独又は合議体によって処理される。そして、司法行政上の監督権によっても、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはないとしている（裁判所法第81条）。